

公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター会報等広告掲載基準

- 1 この基準は、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）広告掲載取扱要綱第2条（平成29年10月1日施行）に規定する広告の詳細を定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行う。

- 2 次の業種又は業者の広告は、掲載しない。
 - (1) 風俗営業類似の業種
 - (2) 消費者金融
 - (3) たばこ
 - (4) 賭博に係るもの
 - (5) 規制対象となっていない業種であっても、社会的問題を起こしている業種や業者
 - (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設や業者
 - (7) 民事再生法及び会社更生法による再生更正手続き中の業者
 - (8) その他、社会的通念に照らして著しく妥当性を欠く業種業態に係る業者等

- 3 次のいずれかに該当する広告は、掲載しない。
 - (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
 - (2) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
 - (3) 他を誹謗、中傷、又は排斥するもの
 - (4) 公の選挙又は事前運動に該当するもの
 - (5) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
 - (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせるあるいは迷わせるなどの不安を与えるおそれのあるもの
 - (7) 社会的に適切でないもの
 - (8) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (9) センターの会員に周知することが相応しくないと判断されるもの